Ⅲ　美術の著作物・写真の著作物

教科用図書に掲載された美術の著作物又は写真の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、当該著作物の利用の態様に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用（前期用・通年用教科書）（単位：円）

大きさ＼発行部数		25部未満	25部以上50部未満	50部以上
1ページ大	国内	324	648	1,188
	国外	300	600	1,100
1/2ページ大	国内	216	324	648
	国外	200	300	600
1/4ページ大以内	国内	108	216	324
	国外	100	200	300

小学校用（後期用教科書）（単位：円）

大きさ＼発行部数		25部未満	25部以上50部未満	50部以上
1ページ大	国内	324	648	1,296
	国外	300	600	1,200
1/2ページ大	国内	216	324	648
	国外	200	300	600
1/4ページ大以内	国内	108	216	432
	国外	100	200	400

中学校用（単位：円）

大きさ＼発行部数		25部未満	25部以上50部未満	50部以上
1ページ大	国内	324	648	1,188
	国外	300	600	1,100
1/2ページ大	国内	216	324	648
	国外	200	300	600
1/4ページ大以内	国内	108	216	324
	国外	100	200	300

高等学校用（単位：円）

大きさ＼発行部数		25部未満	25部以上50部未満	50部以上
1ページ大	国内	324	648	1,188
	国外	300	600	1,100
1/2ページ大	国内	216	324	648
	国外	200	300	600
1/4ページ大以内	国内	108	216	324
	国外	100	200	300

備　考

1　「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

2　「1ページ大」とは、一の著作物を2分の1ページを超え、1ページ以内の大きさで複製する場合をいい、「2分の1ページ大」とは、一の著作物を4分の1ページを超え、2分の1ページ以内の大きさで複製する場合をいい、「4分の1ページ大以内」とは、一の著作物を4分の1ページ以内の大きさで複製する場合をいう。

3　写真の著作物において美術の著作物が複製されている場合に当該写真の著作物を教科用拡大図書に複製するときの補償金の額は、当該写真の著作物の著作権及び当該美術の著作物の著作権が共に存する場合には、当該写真の著作物及び当該美術の著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

Ⅳ　その他の著作物

言語の著作物、音楽の著作物、発行された美術の著作物及び発行された写真の著作物以外の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、教科書等掲載補償金の額の2分の1の額の範囲内において当該著作物を教科用拡大図書に複製する者及び当該著作物の著作権者が協議して定める額とする。

○農林水産省告示第七百八十六号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をするので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成二十七年四月三日　農林水産大臣　林　芳正

一　区域及び期間

(一)　区域

次の表の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。

都道府県名	市町村名
岩手県	盛岡市、大船渡市、一関市、陸前高田市並びに紫波郡紫波町及び矢巾町
宮城県	気仙沼市
秋田県	大館市、鹿角市、鹿角郡小坂町及び山本郡八峰町
新潟県	佐渡市

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究指導課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(二)　期間

平成二十七年四月二十三日から平成二十八年三月二十五日まで

二　森林病害虫等の種類

松くい虫

三　行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤の散布若しくは当該樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は当該樹木の伐倒及び剝皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却をしなければならない。

四　命令をしようとする理由

一の㈠に定める区域及びその周辺の松林において前年度に松くい虫による被害が発生しており、本年度の気象条件からみて、松くい虫が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため。

五　その他必要な事項

(一)　三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

(二)　三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、㈢により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(三)　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請をした者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四)　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき者が一の㈡に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(五)　農林水産大臣は、(四)の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。